

# 第14 身体障害者手帳交付台帳登載数



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名  
中核市

平成 25 年度分報告

2	5	0	0	1	4	0													
年 都道府県・指定都市・中核市																			

(身体障害者福祉法)

		総 数		1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
		(年度末現在)	新規交付 (年度中)												
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)
視 覚 障 害	18歳未満 (01)														
	18歳以上 (02)														
(再掲) 糖尿病を 主原因とするもの	18歳未満 (03)														
	18歳以上 (04)														
聴覚・平衡機能障害	18歳未満 (05)														
	18歳以上 (06)														
聴 覚	18歳未満 (07)														
	18歳以上 (08)														
平 衡 機 能	18歳未満 (09)														
	18歳以上 (10)														
音声・言語・そしゃく 機 能 障 害	18歳未満 (11)														
	18歳以上 (12)														
肢 体 不 自 由	18歳未満 (13)														
	18歳以上 (14)														
上 肢	18歳未満 (15)														
	18歳以上 (16)														
下 肢	18歳未満 (17)														
	18歳以上 (18)														
体 幹	18歳未満 (19)														
	18歳以上 (20)														
運 動 機 能 障 害	18歳未満 (21)														
	18歳以上 (22)														
上 肢 機 能	18歳未満 (23)														
	18歳以上 (24)														
移 動 機 能	18歳未満 (25)														
	18歳以上 (26)														
内 部 障 害	18歳未満 (27)														
	18歳以上 (28)														
心 臓 機 能 障 害	18歳未満 (29)														
	18歳以上 (30)														
じん臓機能障害	18歳未満 (31)														
	18歳以上 (32)														
呼吸器機能障害	18歳未満 (33)														
	18歳以上 (34)														
ぼうこう・ 直腸機能障害	18歳未満 (35)														
	18歳以上 (36)														
小腸機能障害	18歳未満 (37)														
	18歳以上 (38)														
免疫機能障害	18歳未満 (39)														
	18歳以上 (40)														
肝臓機能障害	18歳未満 (41)														
	18歳以上 (42)														
計	18歳未満 (43)														
	18歳以上 (44)														



審査要領

- 1 「年度末現在」「新規交付」の障害種類別各欄  
「総数(1)」=「1級(3)」+「2級(5)」+「3級(7)」+「4級(9)」+「5級(11)」+「6級(13)」  
「総数(2)」=「1級(4)」+「2級(6)」+「3級(8)」+「4級(10)」+「5級(12)」+「6級(14)」

- 2 「新規交付」の欄「総数(2)」から「6級(14)」までは「18歳未満」「18歳以上」ごとに「視覚障害」≥「(再掲)糖尿病を主原因とするもの」

# 第17 身体障害者更生相談所における処理

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・身体障害者福祉法)



2 5 0 0 1 7 0

年

都道府県・指定都市

都道府県  
指定都市 名

平成 25 年度分報告

	取扱 実人員 (1)	相 談 内 容								判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数					
		自立支援 医 療 (更生医療) (2)	補装具 (3)	身 体 障害者 手 帳 (4)	職 業 (5)	施 設 (6)	生 活 (7)	その他 (8)	計 (9)	医学的 判 定 (10)	心理学 的判定 (11)	職能的 判 定 (12)	その他 の判定 (13)	計 (14)	自立支援 医 療 (更生医療) (15)	補装具 (16)	身 体 障害者 手 帳 (17)	障 害 程 度 区 分 (18)	その他 (19)	計 (20)
来 所 (01)																				
巡 回 (02)																				

記入要領

(1)は月毎の実人員の合計数を計上すること。

審査要領

- 1 (1) ≤ (9) + (14)
- 2 (20) ≤ (9) + (14)





# 第19 自立支援医療（身体障害者の更生医療）

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)

都道府県  
指定都市 名  
中核市



2 5 0 0 1 9 0  
年 都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

		給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	支 払 決 定					レセプト件数		支払決定 実 人 員 (10)	
				公 費 負 担 額 (千円)		社会保険負担額 (千円) (5)	長寿医療(後期高 齢者医療)負担額 (千円) (6)	自 己 負 担 額 (千円) (7)	医科 (8)	調剤 (9)		
				医科 (3)	調剤 (4)							
入 院	視 覚 障 害 (01)											
	聴 覚・平 衡 機 能 障 害 (02)											
	音 声・言 語・そ し ゃ く 機 能 障 害 (03)											
	肢 体 不 自 由 (04)											
	内 臓 障 害	心 臓 (05)										
		腎 臓 (06)										
		小 腸 (07)										
		肝 臓 (08)										
	免 疫 機 能 障 害 (09)											
	計 (10)											
入 外 院	視 覚 障 害 (11)											
	聴 覚・平 衡 機 能 障 害 (12)											
	音 声・言 語・そ し ゃ く 機 能 障 害 (13)											
	肢 体 不 自 由 (14)											
	内 臓 障 害	心 臓 (15)										
		腎 臓 (16)										
		小 腸 (17)										
		肝 臓 (18)										
	免 疫 機 能 障 害 (19)											
	計 (20)											
訪 問 看 護 (老 人 含 む) (21)												

審査要領

日本工業規格A列4番

- 1 「支払決定」の「金額(3)(4)(5)(6)(7)」のいずれかに金額が計上されているときは、「支払決定実人員(10)」にも数が計上されていること。
- 2 (1)<(2)の時は、その理由を欄外に注記すること。

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

## 第 2 1 自立支援医療（精神障害者・児の精神通院医療）

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)



政府統計

統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名

平成 2 5 年度分報告

2500210

年 都道府県・指定都市

\* 金額は千円単位で入力願います。(百の位の数字を四捨五入)

\* 実人員

	給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	支 払 決 定					レセプト件数		支払決定 実人員 (10)
			公費負担額(千円)		社会保険負担額 (千円) (5)	長寿医療(後期 高齢者医療) 負担額(千円) (6)	自己負担額 (千円) (7)	医 科 (8)	調 剤 (9)	
			医 科 (3)	調 剤 (4)						
自立支援医療 (01)										

### 記入要領

- 同一年度に再決定した場合は、再決定した内容により計上すること。
- 支払決定実人員は、同一障害者に対して同一給付について2回以上支払決定した場合でも「1」と計上すること。  
のべ人数ではなく実人員を計上すること。

### 審査要領

- 「支払決定」の「金額(3)(4)(5)(6)(7)」のいずれかに金額が計上されているときは(10)にも数が計上されていること。
- (1)〈2)の場合は、その理由を欄外に注記すること。

注記欄:

## 第21の2 自立支援医療における所得区分の状況

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)



都道府県  
指定都市 名  
中核市

2 5 0 0 2 1 2

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

医療費区分	支給決定件数							
	生活保護 (件数) (1)	低所得1 (件数) (2)	低所得2 (件数) (3)	中間所得 (件数)		重度かつ継続 (中間所得1) (件数) (6)	重度かつ継続 (中間所得2) (件数) (7)	重度かつ継続 (一定所得以上) (件数) (8)
				I (4)	II (5)			
育成医療 (01)								
更生医療 (02)								
精神通院医療 (03)								
合計 (04)								

審査要領

- 1 支給決定件数(1)～(8)について、(01)～(03)の合計が(04)となるように計上されていること。
- 2 中核市は、精神通院医療(03)に計上しないこと。

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

# 第21の3 市町村における相談支援

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

2	5	0	0	2	1	3													
年		都道府県・指定都市・中核市																	

都道府県  
指定都市 名  
中核市  
平成 25 年度分報告

(相談支援を利用している障害者等の人数)

	実人員 (1)	身体障害 (2)	重症心身 障害 (3)	知的障害 (4)	精神障害 (5)	発達障害 (6)	高次脳 機能障害 (7)	その他 (8)
障害者 (01)								
障害児 (02)								
計 (03)								

(相談支援事業の実施体制)

	市町村直営で実施		委託相談支援 事業所で実施 (3)
	障害福祉主管 課で実施 (1)	直営相談支援 事業所で実施 (2)	
身体障害 (04)			
知的障害 (05)			
精神障害 (06)			

(支援方法)

	訪問 (1)	来所相談 (2)	同行 (3)	電話相談 (4)	電子メール (5)	個別支援会議 (6)	関係機関 (7)	その他 (8)	計 (9)
件数 (07)									

(支援内容)

	福祉サービスの 利用等に関する 支援 (1)	障害や症状の 理解に関する 支援 (2)	健康・医療に 関する支援 (3)	不安の解消・ 情緒安定に 関する支援 (4)	保育・教育に 関する支援 (5)	家族関係・人 間関係に関す る支援 (6)	家計・経済に 関する支援 (7)	生活技術に 関する支援 (8)	就労に関する 支援 (9)
件数 (08)									
(再掲) ピアカウンセラー (09)									

	社会参加・余 暇活動に関す る支援 (10)	権利擁護に 関する支援 (11)	その他 (12)	計 (13)
件数 (08)				
(再掲) ピアカウンセラー (09)				

審査要領

(相談支援を利用している障害者等の人数)

(1) ≦ 各表頭の(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)+(8)

(支援内容)

各表頭の(08) ≧ 各表頭の(09)



政府統計  
統計法に基づく国の統計調査です。  
調査票情報の秘密の保護に万全を期

## 第22 未熟児の養育医療及び結核児童の療育の給付 (児童福祉法・母子保健法)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

平成 25 年度分報告

福祉行政報告例

統計法に基づく  
一般統計調査

2 5 0 0 2 2 0

	給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	費用額				診療実日数 (7)	支払決定 実人員 (8)
			公費負担額		社会保険・感染症 の予防及び感染症 の患者に対する医 療に関する法律 による負担額 (千円) (5)	(再掲) 自己負担額 (千円) (6)		
			委託報酬による 支払決定額 (千円) (3)	その他による 支払決定額 (千円) (4)				
養育医療 (01)								
療育の給付	骨関節結核 (02)							
	骨関節結核以外の結核 (03)							

# 第22の2 自立支援医療（身体障害児童の育成医療）

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

都道府県  
指定都市 名  
中核市



2 5 0 0 2 2 2

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

		給付申請件数 (1)	給付決定件数 (2)	支 払 決 定				レセプト件数		支払決定実人員 (9)	
				公費負担額(千円)		社会保険負担額 (千円) (5)	自己負担額 (千円) (6)	医科 (7)	調剤 (8)		
				医科 (3)	調剤 (4)						
入           院	視 覚 障 害 (01)										
	聴 覚・平 衡 機 能 障 害 (02)										
	音 声・言 語・そ し ゃ く 機 能 障 害 (03)										
	肢 体 不 自 由 (04)										
	内 臓 障 害	心 臓 (05)									
		腎 臓 (06)									
		小 腸 (07)									
		肝 臓 (08)									
	そ の 他 (09)										
	免 疫 機 能 障 害 (10)										
	計 (11)										
入           院           外	視 覚 障 害 (12)										
	聴 覚・平 衡 機 能 障 害 (13)										
	音 声・言 語・そ し ゃ く 機 能 障 害 (14)										
	肢 体 不 自 由 (15)										
	内 臓 障 害	心 臓 (16)									
		腎 臓 (17)									
		小 腸 (18)									
		肝 臓 (19)									
	そ の 他 (20)										
	免 疫 機 能 障 害 (21)										
	計 (22)										
訪 問 看 護 (23)											

日本工業規格A列4番

審査要領

- 「支払決定(3)、(4)、(5)、(6)」のいずれかに計上数があるときは「支払決定実人員(9)」にも計上数があること。
- (1)<(2)の時は、その理由を欄外に注記すること。

# 第25 障害児福祉手当等の認定及び受給資格者異動状況

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び国民年金法等の一部を改正する法律)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

2 5 0

都道府県 名

平成 年 月分報告

	前月末現在 未処理件数 (1)	認定請求書 受付件数 (月中) (2)	受給資格認定件数(月中)		却下件数 (月中) (5)	月末現在 未処理件数 (6)
			受給者 (3)	支給停止者 (4)		
障害児福祉手当(01)						
特別障害者手当(02)						

	前 月 末 現 在 数 (1)	月 中 の 異 動										月 末 現 在 数 (13)	
		新 規 認 定 (2)	支 給 停 止 解 除 (3)	他 区 の 域 実 施 機 関 が し た 管 轄 す る (4)	受 給 資 格 喪 失						支 給 停 止 に な っ た (11)		他 区 の 域 実 施 機 関 が し た 管 轄 す る (12)
					令 第 1 条 第 1 項 若 し く は 第 2 項 又 は 旧 法 別 表 第 2 に 定 め る 障 害 の 状 態 に 該 当 し な く な っ た (5)	令 第 6 条 又 は 改 正 政 令 附 則 第 3 条 に 定 め る 給 付 を 受 け る よ う に な っ た (6)	法 第 17 条 第 2 号 若 し く は 第 26 条 の 2 各 号 規 則 第 1 条 各 号 若 し く は 第 14 条 各 号 又 は 改 正 省 令 附 則 第 2 条 各 号 に 定 め る 施 設 に 入 所 し た (7)	受 給 者 が 死 亡 し た (8)	其 他 (9)	計 (10)			
障害児福祉手当	受給者数(03)												
	支給者 停止数	本人所得(04)											
		扶養義務者等所得(05)											
特別障害者手当	受給者数(06)												
	支給者 停止数	本人所得(07)											
		扶養義務者等所得(08)											
福祉手当(経過措置分)	受給者数(09)												
	支給者 停止数	本人所得(10)											
		扶養義務者等所得(11)											

審査要領

上 表

- 1 (1) = 「前月分報告の(6)」
- 2 (6) = (1) + (2) - (3) - (4) - (5)
- 3 (3) = 「下表の(2)の受給者数」
- 4 (4) = 「下表の(2)の支給停止者数(「本人所得」+「扶養義務者等所得」)」

下 表

- 5 (1) = 「前月分報告の(13)」
- 6 「(13)の受給者数」 = (1) + (2) + (3) + (4) - (10) - (11) - (12)
- 7 「(13)の支給停止者数(「本人所得」、「扶養義務者等所得」)」 = (1) + (2) - (3) + (4) - (10) + (11) - (12)
- 8 「(3)の受給者数」 = 「(3)の支給停止者数(「本人所得」+「扶養義務者等所得」)」
- 9 「(11)の受給者数」 = 「(11)の支給停止者数(「本人所得」+「扶養義務者等所得」)」

第26 特別児童扶養手当受給資格者の認定及び異動状況  
(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)



前月末現在 未処理件数 (1)	認定請求書 受付件数 (2)	受給資格認定件数 (月中)		却下件数 (月中) (5)	月末現在 未処理件数 (6)	現況・所得状 況届受付件数 (月中)	
		受給者 (3)	支給停止者 (4)			受給者 (7)	支給停止者 (8)

	前月末 現在数 (1)	月 中 の 異 動										手 当 額 改 定		再認定による 障害区分及び 級区分の変更 (15)	月末現在数 (16)		
		新規認定 (2)	支給停止解除 (3)	他の都道府県 から転入 (4)	支給対象障害 児が二十歳に 達した (5)	支給対象障害 児が死亡した (6)	支給対象障害 児が法律に定 める障害の状 態に該当しな くなった (7)	受給者が死亡 した (8)	その他 (9)	計 (10)	支給停止に なった (11)	他の都道府県 へ転出 (12)	増 (13)			減 (14)	
受給者数	(01)																
支給対象 障害児数	身体障害	外部障害	1 級 (02)														
			2 級 (03)														
	内部障害	1 級 (04)															
		2 級 (05)															
	精神障害	知的障害のみ	1 級 (06)														
			2 級 (07)														
		知的障害及び 知的障害以外 の精神障害	1 級 (08)														
		2 級 (09)															
		知的障害以外 の精神障害の み	1 級 (10)														
		2 級 (11)															
重複障害	1 級 (12)																
	2 級 (13)																
計	1 級 (14)																
	2 級 (15)																
支給	本人所得	(16)															
停止者数	扶養義務者等所得	(17)															
支給停止	1 級	(18)															
障害児数	2 級	(19)															



政府統計  
統計法に基づく国の統計調査です。調査業務等の秘密の保護に万全を期します。

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

## 第27 知的障害者更生相談所における処理

(知的障害者福祉法)

都道府県 名  
指定都市

2	5	0	0	2	7	0													
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 都道府県・指定都市

平成 25 年度分報告

	取扱 実人員	相 談 内 容									判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数			
		施 設	職 親 委 託	職 業	医 療 保 健	生 活	教 育	療 育 手 帳	そ の 他	計	医 学 的 判 定	心 理 学 的 判 定	職 能 的 判 定	そ の 他 の 判 定	計	障 害 程 度 区 分	療 育 手 帳	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)
来 所	(01)																		
巡 回	(02)																		

日本工業規格A列4番

記入要領

(1)は月毎の実人員の合計数を計上すること。

審査要領

- 1 (1) ≤ (10) + (15)
- 2 (19) ≤ (10) + (15)



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査業務の秘密の保護に万全を期します。

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

# 第30 職親・職親に委託されている知的障害者

(知的障害者福祉法)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

2 5 0 0 3 0 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

	前年度末現在 (1)	新規(年度中) (2)	取消(年度中) (3)	年度末現在 (4)
登録職親数(01)				
知的障害者が委託されている職親数(02)				

	年度末現在委託知的障害者数		
	同居 (1)	通勤 (2)	計 (3)
男(03)			
女(04)			

日本工業規格A列4番

審査要領  
上表

- 1 (1) = 「前年度分報告の(4)」
- 2 (4) = (1) + (2) - (3)



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

# 第31 療育手帳交付台帳登載数

(知的障害者福祉法)

都道府県 名  
指定都市

平成 25 年度分報告

2	5	0	0	3	1	0													
年		都道府県・指定都市																	

		前年度末現在 (1)	新規交付 (年度中) (2)	転入 (年度中) (3)	転出・返還 (年度中) (4)	変更 (年度中)		年度末現在 (7)
						18歳に達した場合 (5)	障害程度 (6)	
A (重度)	18歳未満(01)							
	18歳以上(02)							
B (中軽度)	18歳未満(03)							
	18歳以上(04)							
計 (05)								

日本工業規格A列4番

### 記入要領

- (5)、(6)欄は「+」「-」で計上すること。
- 本年度中に18歳に達し、かつ、障害程度に変更があった場合は、まず「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理し、次いで「障害程度(6)」で障害程度の変更を処理すること。また、障害程度に変更があり、かつ、18歳に達した場合は、まず「障害程度(6)」で障害の変更を処理し、次いで「18歳に達した場合(5)」で年齢の変更を処理すること。

### 審査要領

- (1) = 「前年度分報告の(7)」
- (7) = (1) + (2) + (3) - (4) + (5) + (6)
- (5)のA、Bの各欄 18歳未満 + 18歳以上 = 0
- (6)のA(重度)の18歳未満(01) + B(中軽度)の18歳未満(03) = 0
- (6)のA(重度)の18歳以上(02) + B(中軽度)の18歳以上(04) = 0



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
数値の秘密の保護  
に万全を期します。

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

# 第32 老人ホーム・在 所 者

(老人福祉法等)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

2 5 0 0 3 2 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

		施設数 (1)	定員 (2)	入所者数(年度中)		退所者数(年度中)		年 度 末 現 在 員 数			
				被措置者 (3)	そ の 他 (4)	被措置者 (5)	そ の 他 (6)	被 措 置 者			そ の 他 (10)
								管 内 分 (7)	管外に委託分 (8)	計 (9)	
養護老人ホーム	公立(01)										
	私立(02)										
特別養護老人ホーム	公立(03)										
	私立(04)										
軽費老人ホーム	公立(05)										
	私立(06)										
都市型軽費老人ホーム	公立(07)										
	私立(08)										
軽費老人ホームA型	公立(09)										
	私立(10)										
軽費老人ホームB型	公立(11)										
	私立(12)										
生活支援ハウス	(13)										

日本工業規格A列4番

記入要領

(1)、(2)が前年度分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

- (9) = 「前年度分報告の(9)」 + (3) - (5)
- (10) = 「前年度分報告の(10)」 + (4) - (6)
- (7)に計上数があるときは(1)、(2)にも計上数があること。

# 第33 養護老人ホームの措置人員(4月1日現在)

(老人福祉法)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名  
中核市

2	5	0	4	3	3	0													
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

費用徴収階層別(被措置者分)

		措置人員 (1)
1	(01)	
2	(02)	
3	(03)	
4	(04)	
5	(05)	
6	(06)	
7	(07)	
8	(08)	
9	(09)	
10	(10)	
11	(11)	
12	(12)	
13	(13)	
14	(14)	
15	(15)	
16	(16)	
17	(17)	
18	(18)	
19	(19)	
20	(20)	
21	(21)	
22	(22)	
23	(23)	
24	(24)	
25	(25)	
26	(26)	
27	(27)	
28	(28)	
29	(29)	
30	(30)	
31	(31)	
32	(32)	
33	(33)	
34	(34)	
35	(35)	
36	(36)	
37	(37)	
38	(38)	
39	(39)	
計	(40)	

費用徴収階層別(扶養義務者分)

		措置人員 (2)
A	(01)	
B	(02)	
C 1	(03)	
C 2	(04)	
D 1	(05)	
D 2	(06)	
D 3	(07)	
D 4	(08)	
D 5	(09)	
D 6	(10)	
D 7	(11)	
D 8	(12)	
D 9	(13)	
D10	(14)	
D11	(15)	
D12	(16)	
D13	(17)	
D14	(18)	
扶養義務者なし(19)		
計	(20)	

費用徴収の減額割合別

		措置人員 (3)
減 額 な し (01)		
減額しているもの	10 % (02)	
	20 % (03)	
	30 % (04)	
	40 % (05)	
(再掲) 被措置者及び扶養義務者の両方が費用徴収されているもの (06)		
計	(07)	

審査要領

- 1 (1)の計≒「前年度分報告の第32の(9)の養護老人ホームの(公立(01)+私立(02))」
- 2 (1)の計=(2)の計=(3)の計

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
高度性の秘密の保護  
に万全を期します。

# 第34 訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護 (被措置者分)

(老人福祉法)

都道府県  
指定都市名  
中核市

2 5 | 0 0 | 3 4 0 | | | |

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

訪 問 介 護			通 所 介 護			短 期 入 所 生 活 介 護				
派 遣 対 象 世 帯 数 (年度末現在)			実 施 市 町 村 数  (年度末現在)  (4)	利 用 人 員 (年度中)		実 施 市 町 村 数  (年度末現在)  (7)	実 施 施 設 数  (年度末現在)  (8)	利 用 人 員 (年度中)		延 日 数  (年度中)  (11)
老 人 世 帯  (1)	老 人 の い る 世 帯  (2)	そ の 他 世 帯  (3)		実 人 員  (5)	延 人 員  (6)			実 人 員  (9)	延 人 員  (10)	

日本工業規格A列4番

審査要領

- 1 (5) ≤ (6)
- 2 (4) ≥ 1 のとき (5)、(6) のいずれも ≥ 1
- 3 (9) ≤ (10) ≤ (11)
- 4 (7) ≥ 1 のとき (8)、(9)、(10)、(11) のいずれも ≥ 1

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査



政府統計

統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
数値の秘密の保護  
に万全を期します。

# 第35 老人クラブ・会員数

(老人福祉法)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

平成  年度分報告

2	5	0	0	3	5	0				
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

年 都道府県・指定都市・中核市

適 正 ク ラ ブ ( 年 度 末 現 在 )		そ の 他 の ク ラ ブ ( 年 度 末 現 在 )		郡 ・ 市 ・ 町 村 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 数 ( 年 度 末 現 在 )		
ク ラ ブ 数 (1)	会 員 数 (2)	ク ラ ブ 数 (3)	会 員 数 (4)	郡 部 (5)	市 部 (6)	町 村 部 (7)

日本工業規格A列4番

### 第36 婦人相談所及び婦人相談員の経路別受付

(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)



2 5 0 0 3 6 0  
年 都 道 府 県

都道府県名  
平成 25 年度分報告

			本人 自身 (1)	警 察 関 係 (2)	法 務 関 係 (3)	教 育 関 係 (4)	労 働 関 係 (5)	他 の 婦 人 相 談 所 (6)	他 の 婦 人 相 談 員 (7)	福 祉 事 務 所 (8)	他 の 相 談 機 関 (9)	社 会 福 祉 施 設 等 (10)	医 療 機 関 (11)	縁 故 者 ・ 知 人 (12)	そ の 他 (13)	計 (14)			
都 道 府 県	婦人相談所	婦人相談員	新規(01)																
		婦人相談員	再来(02)																
		その他の職員	新規(03)																
			再来(04)																
	婦人相談所以外の事務所の 婦人相談員	新規(05)																	
		再来(06)																	
市 の 婦 人 相 談 員	新規(07)																		
	再来(08)																		

日本工業規格A列4番

記入要領

他の婦人相談所にいる婦人相談員から送られたものについては、「他の婦人相談員」に計上すること。



### 第37 婦人相談所及び婦人相談員の処理状況

(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

2	5	0	0	3	7	0													
年		都 道 府 県																	

都道府県 名

平成

25

年度分報告

			処 理 済 実 人 員 (年 度 中)											指 導 延 件 数 (12)	訪 問 調 査 指 導 件 数 (再 掲) (13)	年 度 末 現 在 未 処 理 人 員			
			婦 人 保 護 施 設 所 (1)	就 自 職 営 (2)	結 婚 (3)	家 庭 へ 送 還 (4)	福 祉 事 務 所 へ 送 送 (5)	婦 人 相 談 所 へ 移 送 婦 人 (6)	他 府 県 の 婦 人 相 談 所 へ 移 送 婦 人 (7)	そ の 他 の 関 係 機 関 ・ 施 設 へ 移 送 (8)	助 言 ・ 指 導 の み (9)	そ の 他 (10)	計 (11)			一 時 保 護 (14)	そ の 他 (15)		
都 道 府 県	婦 人 相 談 所	婦 人 相 談 員 (01)																	
		そ の 他 の 職 員 (02)																	
	婦 人 相 談 所 以 外 の 事 務 所 の 婦 人 相 談 員 (03)																		
市 の 婦 人 相 談 員 (04)																			

婦 人 相 談 所 の 一 時 保 護 決 定 延 人 員 (年 度 中)	要 保 護 女 子 ・ 暴 力 被 害 女 性	(05)	
	委 託 を 行 っ た 延 人 員	(06)	
	同 伴 し た 家 族	(07)	
	委 託 を 行 っ た 延 人 員	(08)	

#### 審査要領

(上表(01)+(02)+(03)+(04))欄について、  
(14)+(15) = 「前年度分報告の(14)+(15) + 「第36の(14)の新規+再来」 - (11)

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
実情等の秘密の保護  
に努めます。

# 第38 婦人保護施設入退所者の状況

(売春防止法・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)

2 5 0 0 3 8 0  
年 都 道 府 県

都道府県 名

平成 25 年度分報告

入 所 (年 度 中) 員 (1)	理 由 別 退 所 人 員 (年 度 中)							年 度 末 在 所 人 員 (9)	入 所 延 人 員 (10)	職 業 訓 練 の 状 況 (年 度 中)	
	就 自 職 営 (2)	帰 宅 ・ 帰 郷 (3)	結 婚 (4)	そ の 他 の 機 関 へ 移 送 (5)	無 断 退 所 (6)	そ の 他 (7)	計 (8)			施 設 内 訓 練 (11)	施 設 外 訓 練 (12)

要保護女子・暴力被害  
女性が同伴した家族  
(年度中)

記入要領

(10)には本年度中に入所した延日数を計上すること。

審査要領

(9)＝「前年度分報告の(9)」＋(1)－(8)

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

# 第39 民生委員（児童委員）の推薦状況

(民生委員法・児童福祉法)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

2 5 0 0 3 9 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

	定数 (1)	前年度末 現在数 (2)	推薦数 (3)	解嘱事由報告数				年度末 現在数 (8)
				死亡 (4)	傷病 (5)	その他 (6)	計 (7)	
民生委員数	男(01)							
	女(02)							
(再掲) 主任児童委員数	男(03)							
	女(04)							

日本工業規格A列4番

### 記入要領

解嘱理由が任期満了のときは(6)に計上すること

### 審査要領

- (2) = 「前年度分報告の(8)」
- (8) = (2) + (3) - (7)

# 第40 民生委員（児童委員）の活動状況

(民生委員法・児童福祉法)

都道府県 名  
指定都市  
中核市

2 5 0 0 4 0 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成

25

年度分報告

	内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数 (年 度 中)															分野別相談・支援件数 (年 度 中)				
	在 宅 福 祉 (1)	介 護 保 険 (2)	健 康 ・ 保 健 医 療 (3)	子 育 て ・ 母 子 保 健 (4)	子 ど も の 地 域 生 活 (5)	学 校 の 教 育 ・ 活 動 (6)	生 活 費 (7)	年 金 ・ 保 険 (8)	仕 事 (9)	家 族 関 係 (10)	住 居 (11)	生 活 環 境 (12)	日 常 的 な 支 援 (13)	そ の 他 (14)	計 (15)	高 齢 者 に 関 す る こ と (16)	障 害 者 に 関 す る こ と (17)	子 ど も に 関 す る こ と (18)	そ の 他 (19)	計 (20)
民 生 委 員 (01)																				
(再掲) 主任児 童委員 (02)																				

	そ の 他 の 活 動 件 数 (年 度 中)					
	調 査 ・ 実 態 把 握 (1)	会 議 へ の 参 加 協 力 事 業 (2)	地 域 福 祉 活 動 ・ 動 向 (3)	民 児 協 運 営 ・ 研 修 (4)	証 明 事 務 (5)	発 見 の 通 告 ・ 仲 介 の 要 保 護 児 童 (6)
民 生 委 員 (01)						
(再掲) 主任児 童委員 (02)						

訪 問 回 数	
訪 問 ・ 連 絡 活 動 (7)	そ の 他 (8)

連 絡 調 整 回 数	
委 員 相 互 (9)	そ の 他 の 関 係 機 関 (10)

活 動 日 数 (11)

審査要領

(15) = (20)

(01) ≥ (02)

日本工業規格A列4番

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査



政府統計

統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
情報の秘密の保護  
に万全を期します。

## 第41 社会福祉法人数・認可件数

(社会福祉法)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

2 5 0 0 4 1 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

	社会福祉協議会 (1)	共同募金会 (2)	社会福祉事業団 (3)	施設経営法人 (4)	その他 (5)	計 (6)
社会福祉法人数 (01) (年度末現在)						
認可 件数 (年度中)	設立認可件数 (02)					
	解散認可(認定)件数 (03)					
	合併認可件数 (04)					

日本工業規格A列4番

記入要領

2以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所轄分)及び休眠中の法人については計上しないこと。

審査要領

(01) ≡ 「前年度分報告の(01)」 + (02) - (03) - (04)





# 第44 児童相談種類別児童受付

(児童福祉法)



都道府県  
指定都市 名  
中核市

2 5 0 0 4 4 0  
年 都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

	養護相談		保健相談	障害相談							非行相談		育成相談				その他の相談	計	(再掲)		
	児童虐待相談(1)	その他の相談(2)		肢体不自由相談(4)	視聴覚障害相談(5)	言語発達障害等相談(6)	重症心身障害相談(7)	知的障害相談(8)	自閉症等相談(9)	ぐ犯行為等相談(10)	触法行為等相談(11)	性格行動相談(12)	不登校相談(13)	適性相談(14)	育児・しつけ相談(15)	児童虐待通告(18)			いじめ相談(19)	児童被害買春等相談(20)	
児童相談所	0歳(01)																				
	1歳(02)																				
	2歳(03)																				
	3歳(04)																				
	4歳(05)																				
	5歳(06)																				
	6歳(07)																				
	7歳(08)																				
	8歳(09)																				
	9歳(10)																				
	10歳(11)																				
	11歳(12)																				
	12歳(13)																				
	13歳(14)																				
	14歳(15)																				
	15歳(16)																				
	16歳(17)																				
	17歳(18)																				
	18歳以上(19)																				
	計(20)																				
市町村	0歳(21)																				
	1歳(22)																				
	2歳(23)																				
	3歳(24)																				
	4歳(25)																				
	5歳(26)																				
	6歳(27)																				
	7歳(28)																				
	8歳(29)																				
	9歳(30)																				
	10歳(31)																				
	11歳(32)																				
	12歳(33)																				
	13歳(34)																				
	14歳(35)																				
	15歳(36)																				
	16歳(37)																				
	17歳(38)																				
	18歳以上(39)																				
	計(40)																				
児童相談所	1歳6ヶ月児精神発達精密健康診査(再掲)(41)																				
	3歳児精神発達精密健康診査(再掲)(42)																				

児童相談所	特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(17の再掲)	(43)
	里親、養親希望に関する相談	(44)

審査要領  
 1 「(17)の計(20)」≒「第43の(26)の男(01)+女(02)」  
 2 「(17)の計(40)」≒「第43の(26)の男(03)+女(04)」



(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

## 第46 児童相談所における措置停止・措置中等の調査・診断・指導・措置解除 (児童福祉法)

年	都道府県・指定都市・中核市
---	---------------

都道府県	名
指定都市	
中核市	
平成	年度分報告



政府統計  
統計法に基づく  
国の統計調査で  
す。調査票情報  
の秘密の保護に  
万全を期します。

(措置停止・措置中の調査・診断・指導)

	措置停止 (1)	調査・診断・指導 (2)
児童福祉施設 (01)		
指定医療機関 障害者支援施設 (02)		
里親 (03)		

(措置解除)

	相談種類					
	養護		障害 (3)	非行 (4)	育成 (5)	保健・その他 (6)
	児童虐待 (1)	その他 (2)				
家庭復帰 (04)						
社会的自立 (05)						
その他 (06)						



# 第47 一 時 保 護 児 童

(児童福祉法)

2	5	0	0	4	7	0				
年							都道府県・指定都市・中核市			

都道府県 名  
指定都市  
中核市

平成 25 年度分報告

(所内保護分)

	前年度末 継続保護 (1)	受 付 (年度中)				対 応 (年度中)							年度末継 続 保 護 (14)	
		0~5歳 (2)	6~11歳 (3)	12~14歳 (4)	15歳以上 (5)	児童福祉 施設入所 (6)	里親委託 (7)	他の児童 相談所・ 機関に移 送 (8)	家庭裁判 所 送 致 (9)	帰 宅 (10)	そ の 他 (11)	計 (12)		延 日 数 (13)
養 護 児 童 虐 待 (01)														
そ の 他 (02)														
障 害 (03)														
非 行 (04)														
育 成 (05)														
保 健 ・ そ の 他 (06)														
計 (07)														
延 日 数 (08)														

(委託保護分)

	前年度末 継続委託 保 護 (1)	委 託 (年度中)				委託解除 (年度中)											年 度 末 継 続 保 護 (17)	対 応 (年度中)									
		0~5歳 (2)	6~11歳 (3)	12~14歳 (4)	15歳以上 (5)	警 察 等 (6)	児 童 福 祉 施 設						里 親 (13)	そ の 他 (14)	計 (15)	延 日 数 (16)		児 童 福 祉 施 設 入 所 (18)	里 親 委 託 (19)	他 の 児 童 相 談 所 ・ 機 関 に 移 送 (20)	家 庭 裁 判 所 送 致 (21)	帰 宅 (22)	そ の 他 (23)	計 (24)			
							児 童 養 護 施 設 (7)	乳 児 院 (8)	児 童 自 立 支 援 施 設 (9)	情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設 (10)	障 害 児 関 係 施 設 (11)	そ の 他 の 施 設 (12)															
養 護 児 童 虐 待 (09)																											
そ の 他 (10)																											
障 害 (11)																											
非 行 (12)																											
育 成 (13)																											
保 健 ・ そ の 他 (14)																											
計 (15)																											
延 日 数 (16)																											

審査要領

上表

- (1)=前年度分報告の(14)
- (1)+(2)+(3)+(4)+(5)=(12)+(14)
- (6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)の計(07) ≤  
それぞれの延日数(08)
- (12) ≤ (13)
- 延日数(13)の計(07) = 計(12)の延日数(08)

下表

- (1)=前年度分報告の(17)
- (1)+(2)+(3)+(4)+(5)=(15)+(17)
- (6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)の計(15) ≤ それぞれの延日数(16)
- (15) ≤ (16)
- 延日数(16)の計(15) = 計(15)の延日数(16)
- (15) = (24)

# 第48 児童相談所における調査・診断及び 心理療法・カウンセリング等 (児童福祉法)



都道府県  
指定都市 名  
中核市

平成 25 年度分報告

2	5	0	0	4	8	0			
年 都道府県・指定都市・中核市									

	調査・社会診断指導 (1)	医学的診断指導			心理診断指導					その他の診断指導 (10)	心理療法・カウンセリング等			
		診察・指導 (2)	医学的検査 (3)	その他 (4)	知能検査 (5)	発達検査 (6)	人格検査 (7)	その他の検査 (8)	面接・観察・指導 (9)		医師 (11)	児童心理司等 (12)	児童福祉司等 (13)	その他の所員 (14)
児童 (01)														
(再掲)児童虐待 (02)														
(再掲)非行 (03)														
保護者 (04)														
(再掲)児童虐待 (05)														
(再掲)非行 (06)														
その他 (07)														
(再掲)児童虐待 (08)														
(再掲)非行 (09)														
計 (10)														
(再掲)児童虐待 (11)														
(再掲)非行 (12)														

審査要領

1 (10)=(01)+(04)+(07)

2 (11)=(02)+(05)+(08)

3 (12)=(03)+(06)+(09)



## 第49の2 市町村における養護相談の理由別対応件数

(児童福祉法・児童虐待の防止等に関する法律)

都道府県 指定都市 名  
中核市  
平成 25 年度分報告



### 1 (養護相談の理由)

	家出 (失踪を含む) (1)	死亡 (2)	離婚 (3)	傷病 (入院を含む) (4)	家庭環境		その他 (7)	計 (8)
					虐待 (5)	その他 (6)		
面接指導 (01)								
その他 (02)								

「虐待(5)」の再掲

(1) (虐待相談の相談種別・経路)

	都道府県・指定都市・中核市				市町村			児童福祉施設・指定医療機関			警 察 等 (11)	保健所及び医療機関			学校等		里 親 (17)	児 童 委 員 会 (18)	家 族 ・ 親 戚 (19)	近 隣 ・ 知 人 (20)	児 童 本 人 (21)	そ の 他 (22)	計 (23)		
	児 童 相 談 所 (1)	福 祉 事 務 所 (2)	保 健 セ ン タ ー (3)	そ の 他 (4)	福 祉 事 務 所 (5)	保 健 セ ン タ ー (6)	そ の 他 (7)	保 育 所 (8)	児 童 福 祉 施 設 (9)	指 定 医 療 機 関 (10)		保 健 所 (12)	医 療 機 関 (13)	幼 園 (14)	学 校 (15)	教 育 委 員 会 等 (16)									
身体的虐待 (03)																									
性的虐待 (04)																									
心理的虐待 (05)																									
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト) (06)																									
計 (07)																									

(2) (虐待相談の主な虐待者)

	実 父 (1)	実父以外の親 父 (2)	実 母 (3)	実母以外の親 母 (4)	そ の 他 (5)	計 (6)
相談件数 (08)						

(4) (児童虐待防止法関係)

	安 全 確 認 件 数 (1)	送 致 件 数 (2)	出 頭 要 求 等 通 知 件 数 (3)
件数 (15)	0	0	0

(3) (被虐待者の年齢・相談種別)

	身 体 的 虐 待 (1)	性 的 虐 待 (2)	心 理 的 虐 待 (3)	保 護 の 怠 慢 ・ 拒 否 (ネ グ レ ク ト) (4)	計 (5)
0～3歳未満 (09)					
3～学齢前児童 (10)					
小学生 (11)					
中学生 (12)					
高校生・その他 (13)					
計 (14)					

2 (親権関係)

	法第47条第5 項の報告 (1)
件数 (16)	



# 第50 児童福祉施設・在籍者

(児童福祉法)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

平成 25 年度分報告

2	5	0	0	5	0	0				
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

年 都道府県・指定都市・中核市

	施設数 (1)	定員 (2)	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置員 (3)	その他 (4)	措置員 (5)	その他 (6)	措置員 (7)	その他 (8)
乳児院〔人員については短期 入所分を除く〕	公立(01)							
	私立(02)							
児童養護施設	公立(03)							
	私立(04)							
情緒障害児短期治療施設	公立(05)							
	私立(06)							
児童自立支援施設	入所 公立(07)							
	入所 私立(08)							
	通所 公立(09)	( )						
	通所 私立(10)	( )						
児童館	公立(11)							
	私立(12)							
児童遊園	公立(13)							
	私立(14)							

乳児院(短期入所措置分)	年度中に在籍した実人員	公立(15)	
		私立(16)	
	年度中に在籍した者の延回数	公立(17)	
		私立(18)	
	年度中に在籍した者の延日数	公立(19)	
		私立(20)	

### 記入要領

(1)、(2)が前年度分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

### 審査要領

- (7) = 「前年度分報告の(7)」 + (3) - (5)
- (8) = 「前年度分報告の(8)」 + (4) - (6)
- 「(1)の(07)、(08)」 ≥ 「(1)の(09)、(10)」
- (15) ≤ (17) ≤ (19)
- (16) ≤ (18) ≤ (20)
- (15)、(17)、(19)のいずれかに数字の計上があるときは、他のいずれにも数字の計上があること。
- (16)、(18)、(20)のいずれかに数字の計上があるときは、他のいずれにも数字の計上があること。

# 第52 助産施設・母子生活支援施設在所有者 (児童福祉法)



2	5	0	0	5	2	0			
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

年 都道府県・指定都市・中核市

都道府県  
指定都市 名  
中核市

平成 25 年度分報告

			施設数 (1)	定員 (2)	年 度 中			
					入 所 (3)	私的契約 入 所 (4)	退 所 (5)	私的契約 退 所 (6)
助産施設	公立	人員 (01)						
	私立	人員 (02)						
母子生活支援施設	公立	世帯数 (03)						
		人員 (04)						
	私立	世帯数 (05)						
		人員 (06)						

年 度 末 在 籍	
入 所 (7)	私的契約 (8)

記入要領  
(1)、(2)が前年度分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

- 審査要領
- 1 (7) = 「前年度分報告の(7)」 + (3) - (5)
  - 2 (8) = 「前年度分報告の(8)」 + (4) - (6)
  - 3 (03) ≤ (04)
  - 4 (05) ≤ (06)

日本工業規格A列4番



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

# 第54 保育所・在所者

(児童福祉法)

都道府県 名  
指定都市  
中核市

			5	4	0			
--	--	--	---	---	---	--	--	--

年 月 都道府県・指定都市・中核市

平成 年 月分報告

	初日施設数 (1)	初日定員 (2)	初 日 在 籍			月 途 中				月 末 在 籍	
			入 所 人 員 (3)	私的契約人員 (4)	障害児受入人員 (特別児童扶養 手当受給児童) (再掲) (5)	入 所 人 員 (6)	私的契約 入 所 人 員 (7)	退 所 人 員 (8)	私 的 契 約 退 所 人 員 (9)	入 所 人 員 (10)	私的契約人員 (11)
公立 (01)											
私立 (02)											

	初 日 入 所 人 員 年 齢 階 層				
	0歳 (1)	1・2歳 (2)	3歳 (3)	4歳以上 (4)	計 (5)
公立 (03)					
私立 (04)					

日本工業規格A列 25 年度分)

記入要領

(1)、(2)が前月分報告と異なるときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

- 1 (10)＝「前月分報告の(10)」＋(6)－(8)
- 2 (11)＝「前月分報告の(11)」＋(7)－(9)
- 3 「前月分報告の(10)」＋(6)≥(3)≥「前月分報告の(10)」－(8)
- 4 「前月分報告の(11)」＋(7)≥(4)≥「前月分報告の(11)」－(9)
- 5 「上表の(3)の公立(01)」＝「下表の(5)の公立(03)」
- 6 「上表の(3)の私立(02)」＝「下表の(5)の私立(04)」
- 7 「上表の(5)の公立(01)」≤「上表の(3)の公立(01)」＋「上表の(4)の公立(01)」
- 8 「上表の(5)の私立(02)」≤「上表の(3)の私立(02)」＋「上表の(4)の私立(02)」
- 9 「10月分報告の上表の(3)の私立(02)」＝「第55の(2)の(01)」



政府統計  
統計法に基づく国の統計調査です。調査実施の秘密の保護に万全を期します。

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

## 第55 私立保育所の費用徴収階層別入所人員 及び運営費

(児童福祉法)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

2	5	1	0	5	5	0													
---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年 10 月分報告

	第1階層 (1)	第2階層			第3階層			第4階層			第5階層		
		基準額 徴収分 (2)	半額 徴収分 (3)	徴収額 0円 (4)	基準額 徴収分 (5)	半額 徴収分 (6)	徴収額 0円 (7)	基準額 徴収分 (8)	半額 徴収分 (9)	徴収額 0円 (10)	基準額 徴収分 (11)	半額 徴収分 (12)	徴収額 0円 (13)
初日入所人員(01)		( )	( )	( )	( )	( )	( )						
月途中入所人員(02)		( )	( )	( )	( )	( )	( )						
月途中退所人員(03)		( )	( )	( )	( )	( )	( )						

	第6階層			第7階層			第8階層			計 (23)
	基準額 徴収分 (14)	半額 徴収分 (15)	徴収額 0円 (16)	基準額 徴収分 (17)	半額 徴収分 (18)	徴収額 0円 (19)	基準額 徴収分 (20)	半額 徴収分 (21)	徴収額 0円 (22)	
初日入所人員(01)										
月途中入所人員(02)										
月途中退所人員(03)										

運営費	
保育単価による 支弁額 (千円)	徴収金基準額 による徴収額 (千円)

日本工業規格A列4番

審査要領

「(23)の初日入所者人員(01)」=「第54の10月分報告の上表の(3)の私立(02)」

# 第56 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

(児童福祉法)

都道府県  
指定都市 名  
中核市

平成 25 年度分報告

2 5 0 0 5 6 0

年

都道府県・指定都市・中核市



政府統計

統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

		前年度末現在 (1)	新規（年度中） (2)	取消（年度中） (3)	年度末現在 (4)
認定及び登録里親数 (01)					
児童が委託されている里親数 (02)					
(再掲)	養育里親	登録里親数 (03)			
		児童が委託されている里親数 (04)			
	専門里親	登録里親数 (05)			
		児童が委託されている里親数 (06)			
	親族里親	認定里親数 (07)			
		児童が委託されている里親数 (08)			
	養子縁組によって養親となることを希望する里親	認定里親数 (09)			
		児童が委託されている里親数 (10)			

	事業所数 (1)	定員 (2)	入所（年度中）		退所（年度中）		年度末在籍	
			措置人員 (3)	その他 (4)	措置人員 (5)	その他 (6)	措置人員 (7)	その他 (8)
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) (11)								

審査要領  
上表

- 1 (1) = 「前年度分報告の(4)」
- 2 (4) = (1) + (2) - (3)
- 3 ① (01) ≤ (03) + (05) + (07) + (09)
- ② (02) ≤ (04) + (06) + (08) + (10)

下表

- 4 (7) = 「前年度分報告の(7)」 + (3) - (5)
- 5 (8) = 「前年度分報告の(8)」 + (4) - (6)
- 6 (3) = 「第57の上表(06)の(4)」
- 7 (5) = 「第57の上表(06)の(12) + (16)」
- 8 (7) = 「第57の上表(06)の(17)」

# 第57 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に委託されている児童

(児童福祉法)



統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名  
中核市

平成 25 年度分報告

2	5	0	0	5	7	0										
年 都道府県・指定都市・中核市																

	新規又は措置変更により委託された児童数 (年度中)	措置を解除又は変更された児童数 (年度中)															年度末現在委託児童数 (17)		
		解 除												変 更					
		児 童 福 祉 施 設 託 (1)	家 庭 か ら 受 託 (2)	そ の 他 (3)	計 (4)	保 護 の 必 要 が 宅 (5)	養 子 縁 組 (6)	満 年 (7)	逃 亡 (8)	死 亡 (9)	就 職 (10)	そ の 他 (11)	計 (12)	児 童 福 祉 施 設 所 (13)	他 の 里 親 に 委 託 (14)	そ の 他 (15)		計 (16)	
里親に委託された児童 (01)																			
(里親の種類別)	養育里親に委託された児童 (02)																		
	専門里親に委託された児童 (03)																		
	親族里親に委託された児童 (04)																		
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託された児童 (05)																		
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) に委託された児童 (06)																			

		年 齢 階 級 別 委 託 児 童 数 (年度末)					
		0歳 (1)	1～6歳 (2)	7～12歳 (3)	13～15歳 (4)	16歳以上 (5)	計 (6)
里親に委託されている児童	男 (07)						
	女 (08)						
(里親の種類別)	養育里親に委託されている児童 (09)						
	専門里親に委託されている児童 (10)						
	親族里親に委託されている児童 (11)						
	養子縁組によって養親となることを希望する里親に委託されている児童 (12)						
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) に委託されている児童	男 (13)						
	女 (14)						

審査要領

- 1 (17) = 「前年度分報告 (17)」 + (4) - (12) - (16)
- 2 (01) = (02) + (03) + (04) + (05)
- 3 (17)の表側 (01) = 下表の (6)の表側 (07) + (08)
- 4 (17)の里親の種類別各欄 = 下表の (6)の里親の種類別各欄
- 5 (17)の表側 (06) = 下表の (6)の表側 (13) + (14)
- 6 上表の (4)の表側 (06) = 第56の下表の (3)
- 7 (12)の表側 (06) + (16)の表側 (06) = 第56の下表の (5)
- 8 (17)の表側 (06) = 第56の下表の (7)

# 第59 福祉事務所における処理

(児童福祉法)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
結果情報の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名  
中核市

2 5 0 0 5 9 0

年

都道府県・指定都市・中核市

平成 25 年度分報告

処 理 件 数 (年 度 中)								
知的障害者福祉司又は 社会福祉主事の指導  (1)	施 設 入 所		児 童 福 祉 法 第22条・第23条 の報告又は通知  (4)	児 童 相 談 所 へ 送 致 又 は 通 知 等  (5)	児 童 相 談 所 の 委 嘱 による 調 査 の 完 了 (法第12条第4項 によるもの) (6)	他 の 機 関 に あ つ せ ん ・ 紹 介  (7)	相 談 ・ 助 言 そ の 他  (8)	計  (9)
	助 産 施 設  (2)	母 子 生 活 支 援 施 設  (3)						

受 付 経 路 別 処 理 件 数 (年 度 中)												
発 見  (1)	児 童 委 員 か ら 通 告  (2)	児 童 相 談 所 か ら 送 致 (法第26条第 1項第3号に よるもの) (3)	児 童 相 談 所 か ら 委 嘱 (法第12条 第4項に よるもの) (4)	保 健 所 か ら 通 知  (5)	警 察 関 係 か ら 通 告  (6)	そ の 他 都 道 府 県 (指 定 都 市 を 含 む ) 関 係 か ら 通 告 (7)	市 町 村 (指 定 都 市 を 除 く ) か ら 通 告  (8)	学 校 か ら 相 談  (9)	家 族 ・ 親 せ き か ら 相 談  (10)	本 人 か ら 相 談  (11)	そ の 他 か ら 通 告 等  (12)	計  (13)

審査要領

- 1 上表の(6)=下表の(4)
- 2 上表の(9)=下表の(13)

日本工業規格A列4番



# 第62 戦 傷 病 者 手 帳 交 付 台 帳 登 載 数

(戦傷病者特別援護法)

2 5 0 0 6 2 0

年 都 道 府 県

都道府県 名

平成

25

年度分報告

	軍 人								軍 属						準 軍 属						合 計								
	特項   2項症	3項   4項症	5項   6項症	7項症	款 症	目 症	そ の 他	計	特項   2項症	3項   4項症	5項   6項症	7項症	款 症	そ の 他	計	特項   2項症	3項   4項症	5項   6項症	款 症	そ の 他	計	特項   2項症	3項   4項症	5項   6項症	7項症	款 症	目 症	そ の 他	計
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)
視覚障害 (01)																													
聴覚障害 (02)																													
言語機能障 害 (03)																													
し 体 (04) 不 自 由																													
中枢神経 機能障害 (05)																													
そ の 他 (06)																													
計 (07)																													

SAMPLE

# 第63 戦傷病者等の療養の給付・療養費の支給及び療養手当受給者数 並びに更生医療給付決定件数

2 5 | 0 0 | 6 3 0 | | | |  
年 都 道 府 県

(戦傷病者特別援護法)

都道府県 名

平成

25

年度分報告

		前年度末患者数		年度中異動状況											年度末患者数		
				新規患者数			変更患者数		減少患者数								
		指定医療機関 (1)	一般医療機関 (2)	計 (3)	新規 (4)	転入 (5)	計 (6)	入院外から入院 (7)	入院から入院外 (8)	治ゆ (9)	中断 (10)	死亡 (11)	転出 (12)	計 (13)	指定医療機関 (14)	一般医療機関 (15)	計 (16)
入院	結核 (01)																
	精神病 (02)																
	その他 (03)																
	計 (04)																
入院外	結核 (05)																
	精神病 (06)																
	その他 (07)																
	計 (08)																
計	結核 (09)																
	精神病 (10)																
	その他 (11)																
	計 (12)																
法附則第11項該当者 (再掲)	入院 (13)																
	入院外 (14)																

療養手当受給者数  
(年度末現在) (15)

更生医療  
給付決定件数 (16)

日本工業規格A列4番

### 記入要領

法附則第11項該当者のうち、新たに戦傷病者手帳を交付した場合は、その旨を欄外に注記すること。

### 審査要領

- (1) = 「前年度分報告の(14)」 (2) = 「前年度分報告の(15)」 (3) = 「前年度分報告の(16)」
- (16)の表側の入院、法附則第11項該当者の入院欄 = (3) + (6) + (7) - (8) - (13)
- (16)の表側の入院外、法附則第11項該当者の入院外欄 = (3) + (6) - (7) + (8) - (13)
- (16)の表側の計欄 = (3) + (6) - (13)

# 第64 戦傷病者の補装具支給及び修理

(戦傷病者特別援護法)



2	5	0	0	6	4	0				
年		都 道 府 県								

都道府県 名

平成

25

年度分報告

		支 給			修 理		
		請 求 件 数 (1)	決 定 件 数 (2)	金 額 (3) (千円)	請 求 件 数 (4)	決 定 件 数 (5)	金 額 (6) (千円)
義 肢	義 手 (01)						
	義 足 (02)						
装 具 (03)							
座 位 保 持 装 置 (04)							
盲 人 安 全 つ え (05)							
義 眼 (06)							
眼 鏡 (07)							
補 聴 器 (08)							
車 い す (09)							
電 動 車 い す (10)							
座 位 保 持 い す (11)							
起 立 保 持 具 (12)							
歩 行 器 (13)							
頭 部 保 持 具 (14)							
排 便 補 助 具 (15)							
歩 行 補 助 つ え (16)							
重 度 障 害 者 用 意 思 伝 達 装 置 (17)							
そ の 他 (18)							
計 (19)							

記入要領

(1)<(2)及び(4)<(5)のときは、その理由を欄外に注記すること。

審査要領

1 (2)に計上数があるときは(3)にも計上数があること。

2 (5)に計上数があるときは(6)にも計上数があること。

3  $\frac{(3)}{(2)} \leq 1$ 件当たりの支給基準額 4  $\frac{(6)}{(5)} \leq 1$ 件当たりの修理基準額



# 第65 戦傷病者乗車券引換証受給者数

(戦傷病者特別援護法)

2	5	0	0	6	5	0								
年		都 道 府 県												

都道府県 名

平成

25

年度分報告

	特 別 項 症 (1)	第 一 項 症 (2)	第 二 項 症 (3)	第 三 項 症 (4)	第 四 項 症 (5)	第 五 項 症 (6)	第 六 項 症 (7)	第 一 款 症 (8)	第 二 款 症 (9)	第 三 款 症 (10)	第 四 款 症 (11)	第 五 款 症 (12)	目 症 (13)	計 (14)
甲 種(01)														
乙 種(02)														
甲種・乙種(03)														

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

## 第66 給付金の種類別被給付世帯数及び被給付人員 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)



都道府県  
指定都市 名  
中核市  
平成 年 月分報告

年 月 日 6 6 0  
都道府県・指定都市・中核市

	給付金世帯数・人員 (実数) (月中)		給 付 金 の 種 類 ( 月 中 )								
	現に給付を受けたもの (1)	給付金支給停止中のもの (2)	生活支援給付 (3)	住宅支援給付 (4)	介護支援給付 (5)	医療支援給付		出産支援給付 (8)	生業支援給付 (9)	葬祭支援給付 (10)	計 (11)
						入院 (6)	入院外 (7)				
世 帯 数 (01)											
人 員 (02)											
日本の国籍を有しないもの (再掲) 人 員 (03)											

日本工業規格A列4 25 年度分)

### 審査要領

- 1 世帯数 ≤ 人員
- 2 世帯数が0のときは人員も0
- 3 計(11) = 各表側の(3) + (4) + (5) + (6) + (7) + (8) + (9) + (10)
- 4 現に給付を受けたもの(1)の世帯数(01) - 生活支援給付(3)の世帯数(01) ≤ 現に給付を受けたもの(1)の人員(02) - 生活支援給付(3)の人員(02)
- 5 現に給付を受けたもの(1)の世帯数(01) + 給付金支給停止中のもの(2)の世帯数(01) = 前月分報告の現に給付を受けたもの(1)の世帯数(01) + 前月分報告の給付金支給停止中のもの(2)の世帯数(01) + 第67の給付金開始決定(4)の世帯数(01) - 前月分報告の第67の給付金廃止決定(7)の世帯数(01)
- 6 現に給付を受けたもの(1)の人員(02) + 給付金支給停止中のもの(2)の人員(02) = 前月分報告の現に給付を受けたもの(1)の人員(02) + 前月分報告の給付金支給停止中のもの(2)の人員(02) + 第67の給付金支給開始決定(4)の人員(02) - 前月分報告の第67の給付金支給廃止決定(7)の人員(02) + 第67の給付金支給変更増(10)の人員(02) - 前月分報告の第67の給付金支給変更減(11)の人員(02)
- 7 人員(02) ≥ 日本の国籍を有しないもの(再掲)の人員(03)
- 8 現に給付を受けたもの(1) ≥ 給付金の種類欄の「各支援給付」別
- 9 現に給付を受けたもの(1) ≤ 計(11)

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

## 第67 給付の開始・廃止及び変更

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名  
中核市  
平成 年 月分報告

		6	7	0						
--	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--

年 月 都道府県・指定都市・中核市

	申請件数 (1)	申請取下 げ件数 (2)	申請却下 件数 (3)	給付金支給開始			給付金支給廃止			給付金支給変更	
				決定 (4)	転入 (再掲) (5)	職権給付 (再掲) (6)	決定 (7)	一時的支 援給付 (再掲) (8)	転出 (再掲) (9)	増 (10)	減 (11)
世帯数 (01)											
人数 (02)											

日本工業規格A列4 25 年度分)

審査要領

- 1 世帯数(01) ≤ 人数(02)
- 2 世帯数(01)が0のとき人員(02)も0
- 3 給付金支給開始決定(4) ≥ 給付金支給開始転入(再掲)(5)
- 4 給付金支給開始決定(4) ≥ 給付金支給開始職権給付(再掲)(6)
- 5 給付金支給廃止決定(7) ≥ 給付金支給廃止一時的支援給付(再掲)(8)
- 6 給付金支給廃止決定(7) ≥ 給付金支給廃止転出(再掲)(9)
- 7 給付金支給開始決定(4) ≥ 給付金支給廃止一時的支援(再掲)(8)

# 第68 性・年齢階級別被給付人員

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名  
中核市  
平成 25 年度分報告

2 5 0 0 6 8 0  
年 都道府県・指定都市・中核市

		本人			配偶者		
		男 (1)	女 (2)	計 (3)	男 (4)	女 (5)	計 (6)
年  階  級	45 歳 未 満 (01)						
	45 ~ 49 (02)						
	50 ~ 54 (03)						
	55 ~ 59 (04)						
	60 ~ 64 (05)						
	65 ~ 69 (06)						
	70 ~ 74 (07)						
	75 ~ 79 (08)						
	80 ~ 84 (09)						
	85 ~ 89 (10)						
	90 歳 以 上 (11)						
	計 (12)						

- 審査要領
- 1 計 (3) = 各表頭 (1)+(2)
  - 2 計 (6) = 各表頭 (4)+(5)
  - 3 計 (12) = 各表側の (01)+(02)+(03)+(04)+(05)+(06)+(07)+(08)+(09)+(10)+(11)

# 第69 医療支援給付人員

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名  
中核市  
平成

25 年度分報告

2 5 0 0 6 9 0

年 都道府県・指定都市・中核市

入 院 ( 年 度 末 現 在 )								
医療支援給付単給				計	医療支援給付併給		計	介護老人保健施設入所者 (再掲)
医療支援給付単給のみ		その他の単給 (入院患者日用品費・一時的支援給付等を含む)			精神病	その他		
精神病 (1)	その他 (2)	精神病 (3)	その他 (4)	(5)	精神病 (6)	その他 (7)	(8)	(9)

入 院 外 ( 年 度 末 現 在 )								
医療支援給付単給				計	医療支援給付併給		計	訪問看護利用者 (再掲)
医療支援給付単給のみ		その他の単給 (一時的支援給付等を含む)			精神病	その他		
精神病 (10)	その他 (11)	精神病 (12)	その他 (13)	(14)	精神病 (15)	その他 (16)	(17)	(18)

日本工業規格A列4番

### 審査要領

- 1 「入院医療支援給付単給のみ(1)+(2)」 + 「入院その他の単給(3)+(4)」 = 「入院医療支援給付単給の計(5)」
- 2 「入院医療支援給付単給の計(5)」 + 「入院医療支援給付併給(6)+(7)」 = 「入院の計(8)」
- 3 「入院の計(8)」 ≥ 「介護老人保健施設入所者(再掲)(9)」
- 4 「入院外医療支援給付単給のみ(10)+(11)」 + 「入院外その他の単給(12)+(13)」 = 「入院外医療支援給付単給の計(14)」
- 5 「入院外医療支援給付単給の計(14)」 + 「入院外医療支援給付併給(15)+(16)」 = 「入院外の計(17)」
- 6 「入院外の計(17)」 ≥ 「訪問看護利用者(再掲)(18)」
- 7 「医療支援給付単給の計(5)+(14)」 ≥ 「第71の(再掲)医療支援給付単給(5)の計(07)+(11)の計(07)」

# 第70 介護支援給付人員

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名  
中核市  
平成 25 年度分報告

2 5 0 0 7 0 0  
年 都道府県・指定都市・中核市

施設介護（年度末現在）						
	介護支援給付単給			介護支援給付併給		
	介護支援給付 単給のみ (1)	その他の単給 (日常生活費・一時的 支援給付等を含む) (2)	計 (3)	介護支援給付 併給のみ (4)	その他の併給 (5)	計 (6)
介護老人福祉施設 (01)						
介護老人保健施設 (02)						
介護療養型医療施設 (03)						
地域密着型介護 老人福祉施設 (04)						

居宅介護・介護予防（年度末現在）						
	介護支援給付単給			介護支援給付併給		
	介護支援給付 単給のみ (1)	その他の単給 (一時的支援給付等 を含む) (2)	計 (3)	介護支援給付 併給のみ (4)	その他の併給 (5)	計 (6)
居宅介護 (05)						
介護予防 (06)						

審査要領

- 1 (3) = 各表側の(1)+(2)
- 2 (6) = 各表側の(4)+(5)

日本工業規格 A 列 4 番

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

# 第71 世帯の労働力類型別被給付世帯数

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
結果の秘密の保護  
に努めます。

都道府県  
指定都市 名  
中核市  
平成 25 年度分報告

2 5 0 0 7 1 0  
年 都道府県・指定都市・中核市

		現に給付金を受けた世帯数（年度末現在）											
		単身者世帯					2人以上の世帯						計
		高齢者世帯 (1)	障害者世帯 (2)	傷病者世帯 (3)	その他の世帯 (4)	(再掲)医療 支援給付単給 (5)	高齢者世帯 (6)	母子世帯 (7)	障害者世帯 (8)	傷病者世帯 (9)	その他の世帯 (10)	(再掲)医療 支援給付単給 (11)	(1)～(4) (6)～(10) (12)
いる世帯主が働いて	常用勤労者 (01)												
	日雇労働者 (02)												
	内職者 (03)												
	その他の就業者 (04)												
世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯 (05)													
働いている者のいない世帯 (06)													
計 (07)													

審査要領

- 1 計(12) = 各表側の「単身者世帯(1)+(2)+(3)+(4)」+「2人以上の世帯(6)+(7)+(8)+(9)+(10)」
- 2 計(07) = 各表頭の(01)+(02)+(03)+(04)+(05)+(06)

日本工業規格A列4番

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

# 第72 医療費の審査及び決定

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
関係者の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名  
中核市  
平成 25 年度分報告

2 5 0 0 7 2 0  
年 都道府県・指定都市・中核市

		基金審査結果		知事審査結果								
				知事決定				再審査請求		その他		
				支払確定		増額		減額				
件数 (1)	金額 (2)(千円)	件数 (3)	金額 (4)(千円)	件数 (5)	金額 (6)(千円)	件数 (7)	金額 (8)(千円)	件数 (9)	金額 (10)(千円)	件数 (11)	金額 (12)(千円)	
一般診療	入院 (01)											
	入院外 (02)											
歯科診療 (03)												
計 (04)												

審査要領

- 基金審査結果件数(1) = 支払確定件数(3) + 再審査請求件数(9) + その他件数(11)
- 基金審査結果金額(2) = 支払確定金額(4) - 増額金額(6) + 減額金額(8) + 再審査請求金額(10) + その他金額(12)

日本工業規格A列4番

(福祉行政報告例)

統計法に基づく  
一般統計調査

# 第73 医療支援給付実施状況

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律)



政府統計  
統計法に基づく国の  
統計調査です。調査  
票情報の秘密の保護  
に万全を期します。

都道府県  
指定都市 名  
中核市  
平成 25 年度分報告

2 5 0 0 7 3 0

年

都道府県・指定都市・中核市

	入 退 院 患 者 数 (年 度 中)							
	入 院 患 者 数				退 院 患 者 数			
	給付金の開始 (1)	給 付 金 の 変 更		計 (4)	給付金の廃止 (5)	給 付 金 の 変 更		計 (8)
		入院外医療支 援給付を受け ていたもの (2)	そ の 他 (3)			入院外医療支 援給付を受け るもの (6)	そ の 他 (7)	
精 神 病 (01)								
そ の 他 (02)								
計 (03)								

審査要領

1 入院患者数計(4) = 各表側の(1)+(2)+(3)

2 退院患者数計(8) = 各表側の(5)+(6)+(7)

3 各表頭の計(03) = 各表頭の(01)+(02)

4 入院患者数の給付金の開始(1)の計(03) ≤ 第67の給付金支給開始決定(4)の人員(02)の当該年度累計

5 退院患者数の給付金の廃止(5)の計(03) ≤ 第67の給付金支給廃止決定(7)の人員(02)の当該年度累計

日本工業規格A列4番